

1. 臨床ME 専門認定士認定制度

1) 臨床ME 専門認定士の定義

ME 機器・システムおよび関連設備の保守・安全管理を中心に、それらを総合的に管理できる専門知識・技術を有し、臨床の場において、その知識や技術を発揮し、また他の医療従事者に対して教育・指導ができる資質を臨床ME 専門認定士合同認定委員会から認定された者を指します。

2) 認定条件

- a) 日本生体医工学会が主催している第1種ME 技術実力検定試験の合格認定書を取得した者(注1)。
- b) 厚生大臣または厚生労働大臣の免許を受けた、医療関係職種免許(臨床工学技士、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等)を有する者。ただし、准看護師はこれに準ずる者として対象に入れる。
- c) 医療機関(病院、診療所等)における2年以上のME 機器・システムおよび関連設備の保守点検・安全管理の実務経験を有する者。ただし、准看護師は3年以上の実務経験を必要とする(注2)、(注3)、(注4)。

※申請時にこれらすべての条件を満たしていなければなりません。

(注1) 第3回第1種ME 技術実力検定試験から実務経験を満たしていない方の受験も可能となりました。該当者で試験に合格された方は、実務経験を満たし、合格証明書を取得した日から、臨床ME 専門認定士の登録申請が可能となります。

(注2) 複数の医療機関での実務経験を有する者は、これを積算することができます。この場合、それぞれの医療機関における実務経験証明書が必要となります。

(注3) 「ME 機器・システムおよび関連設備の保守点検・安全管理の実務経験」はこれを専業として実務に就いていた必要はなく、透析室業務や手術室業務などの臨床業務との兼務も、ここでいう実務経験とみなします。

(注4) 外部委託により医療機関に常駐して機器の管理をしている場合や点検サービス社員として医療機関を巡回して機器の管理をしている場合、医療機関所属長から実務経験の証明が得られれば、認定条件を満たしたものとします。

3) 更新制度

本認定士制度の認定期間は5年間です。

認定を受けている者は本認定委員会の更新基準に基づいて更新することができます。更新基準については認定時に別途ご案内申し上げます。

認定をご希望の方は事務局までお問い合わせください。

臨床ME 専門認定士合同認定委員会事務局

T E L : 03-3813-5521

E - M A I L : jim@megijutu.jp